

栄村地域安全克雪方針

栄村

令和 7 年 2 月

目 次

1. 方針策定の背景と目的	1
2. 栄村の現状.....	2
(1) 除雪作業中の事故による死傷者数.....	2
(2) 人口.....	4
(3) 要援護世帯数	5
(4) 地域内の共助組織	6
(5) 除排雪業者	6
(6) 民家の屋根雪対策	6
(7) 命綱固定アンカー等の設置状況	9
(8) 民地の除排雪支援に関する事業	10
(9) 民地の除排雪支援に要する事業費	11
3. 地域課題の把握・共有.....	12
(1) 検討会議の開催	12
(2) 雪害対策救助員班長ヒアリングの開催	13
(3) 雪害対策救助員 若手隊員座談会の開催.....	13
(4) 関係者ヒアリングの開催	14
(5) 道踏み支援員アンケート調査の実施	15
4. 現状と将来見込みに基づく課題の整理.....	16
5. 地域の将来像と課題解決に向けた取組	17
(1) 地域の将来像.....	17
(2) 地域のルール.....	18
(3) 課題解決に向けた取組	20

1. 方針策定の背景と目的

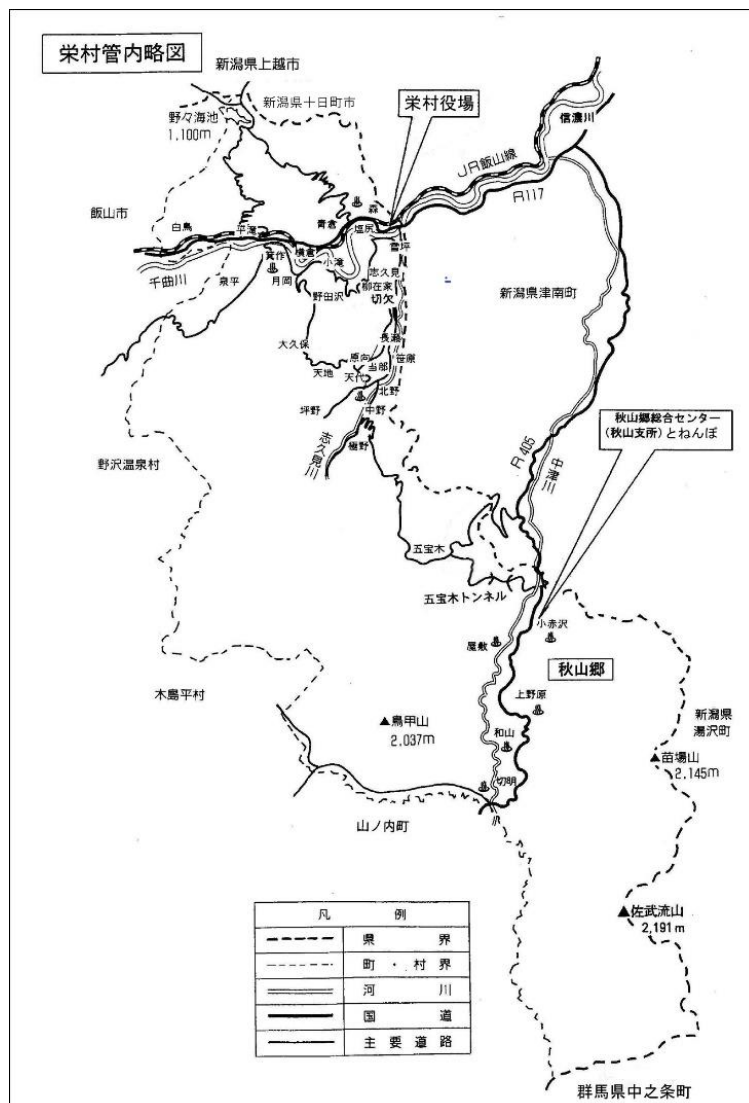
栄村は、住民の高齢化と過疎化により、自力では住宅屋根の雪下ろしや排雪が困難な世帯が増加し、除雪作業を頼める人材も少なくなってきたことから、昭和 52 年 12 月に村独自の「雪害対策救助員設置要綱」を制定して、救助員を派遣して冬期間における住民の安全と生活環境の維持向上を図ってきました。さらに、自力で自宅から除雪路線までの道踏みが困難で、自力での道つけが困難な世帯に対し、平成 12 年度から村が道踏み支援員等を派遣し、無料（個人負担なし）で道踏みを支援しています。

一方、栄村における人口減少及び少子高齢化は一層進行し、この傾向はほぼ永続的に続くことが予想されることから、除雪作業の安全を確保しつつ、これらの制度をいかに維持・継続していくかが課題となっています。

そのため、栄村の雪害対策救助や道踏み支援等の集落地域の除排雪に関して、現状の把握・分析に基づき、将来見込み及び課題、地域の将来構想や各主体の取り組むべき事項などを勘案した地域安全克雪方針を策定することを目的とします。

（方針の策定区域）

方針の策定区域は栄村内全域とします。



2. 栄村の現状

(1) 除雪作業中の事故による死傷者数

栄村における除雪作業中の事故による死傷者数は、平成 24 年度から令和 5 年度までの 12 年間で合計 23 人となっており、うち死亡 3 人、重症 4 人、中等症 8 人、軽症 8 人です。雪の量が多かった年は事故も多く発生しています。

原因別にみると、転落が 56.5%と最も多く、半数以上を占め、次いで落雪の 21.7%です。

年齢別にみると、64 歳未満が 43.5%、65 歳以上が 56.5%となっています。

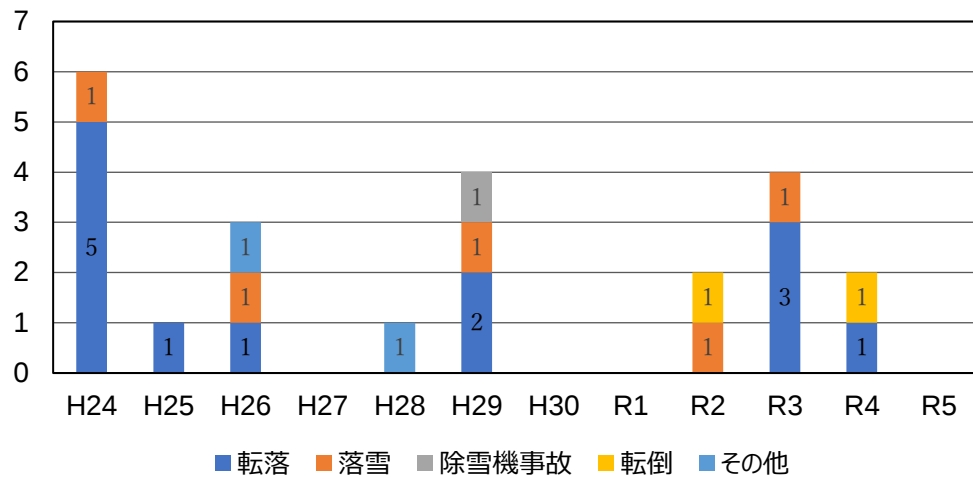
<重症度別・原因別>

重症度	原 因		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
死亡	落雪	屋根からの落雪	1		1										2
	その他	倒木					1								1
重症	転落	屋根からの転落		1				1				1			3
		梯子からの転落	1												1
中等症	転落	屋根からの転落	1		1										2
		梯子からの転落	3												3
	落雪	屋根からの落雪										1			1
	除雪機事故	オーガへの巻き込み						1							1
	その他	雪の崩れ			1										1
軽症	転落	屋根からの転落						1				1			2
		除雪作業中の転落										1	1		2
	落雪	屋根からの落雪									1				1
		電光掲示板からの落雪						1							1
	転倒	除雪作業中の転倒									1		1		2
計			6	1	3	0	1	4	0	0	2	4	2	0	23

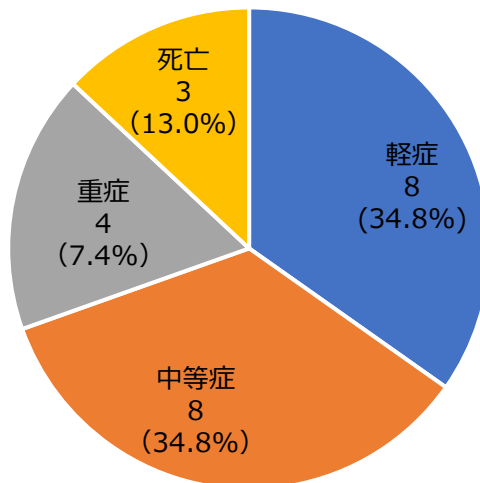
<原因別>

原 因		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
転落		5	1	1			2				3	1		13
	屋根からの転落	1	1	1			2				2			7
	除雪作業中の転落										1			1
	梯子からの転落	4										1		5
落雪		1		1			1			1	1			5
	屋根からの落雪	1		1						1	1			4
	電光掲示板からの落雪						1							1
除雪機事故							1							1
	オーガへの巻き込み						1							1
転倒										1		1		2
	除雪作業中の転倒									1		1		2
その他				1		1								2
	雪の崩れ			1										1
	倒木					1								1
計		6	1	3	0	1	4	0	0	2	4	2	0	23

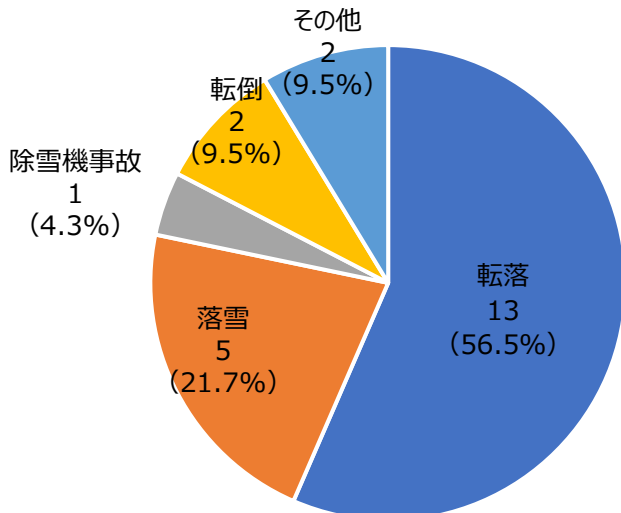
原因別死傷者の推移



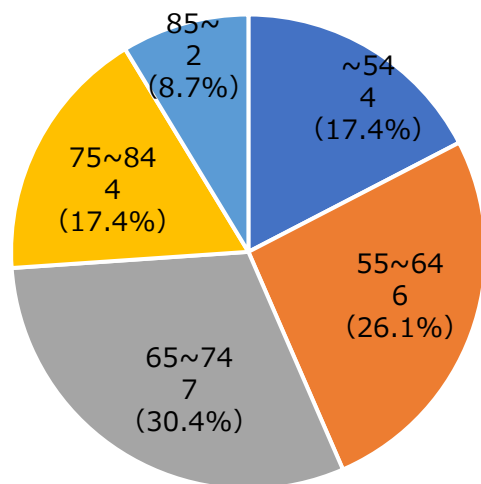
重症度別死傷者数の割合
(H24~R5年度)



原因別死傷者数の割合
(H24~R5年度)



年齢別死傷者数の割合
(H24~R5年度)



(2) 人口

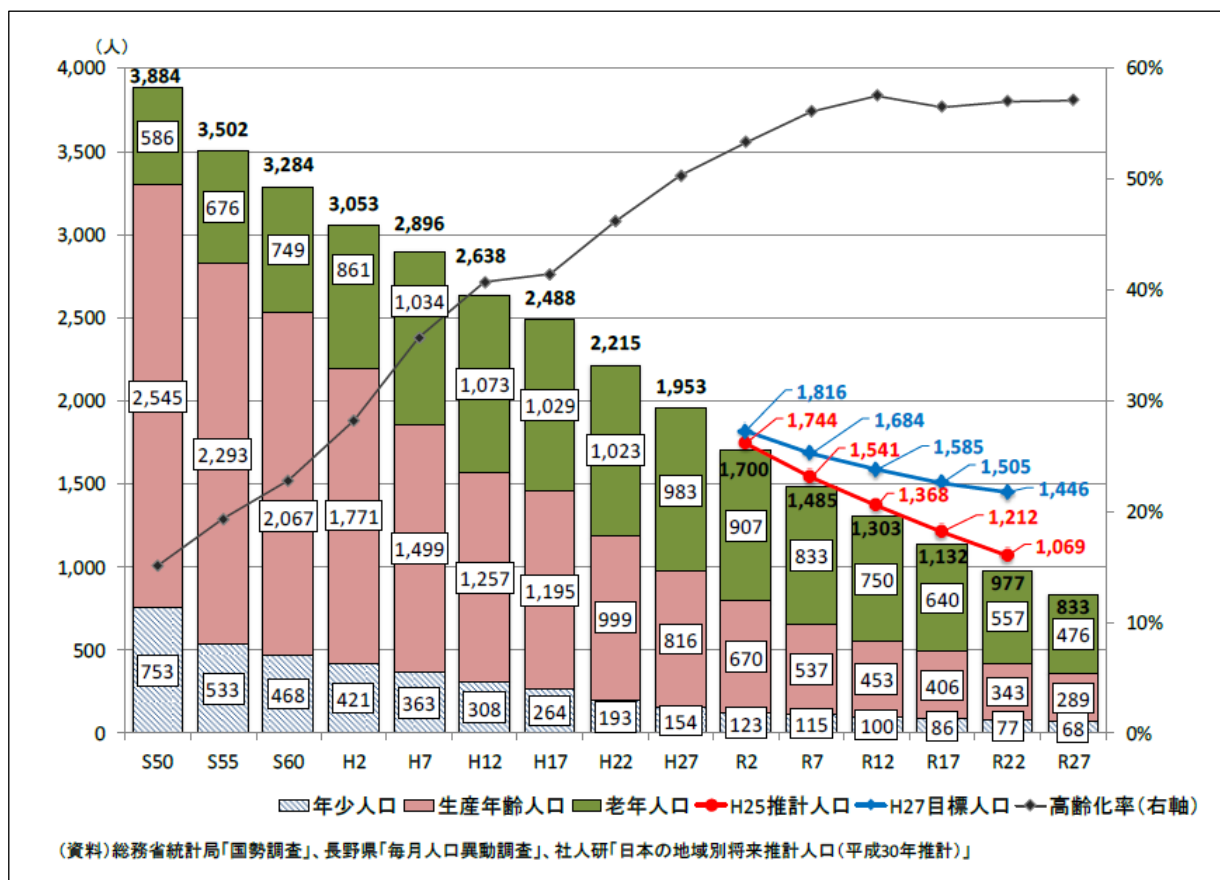
栄村の総人口は、昭和 40 年（5,293 人）以降減少が続いています。

年齢 3 区分別人口を見た場合、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向、老年人口の割合は増加傾向が続いています。約 20 年間のトレンドを見た場合、老年人口の割合は、平成 12 年には 40.7%でしたが、令和元年には 53.0%と 12.3 ポイント増加しています。年少人口の割合は、平成 12 年は 11.7%でしたが、令和元年には 6.8%と、4.9 ポイント減少しています。生産年齢人口も同様に、平成 12 年には 47.6%ありましたが、令和元年には 40.2%と 7.4 ポイントも減少しています。

以上のことから、栄村では急速に高齢化が進み、老年人口が村の総人口の約半分を占める状態であることがわかります。また、村の人口総数そのものが減少しているため、年少人口および生産年齢人口の人数も非常に少なくなっています。

栄村人口ビジョンでは、人口は減少傾向が続き、平成 27 年で 1,953 人あった人口も、令和 12 年には 1,303 人に、令和 27 年には 833 人まで減少すると推計されています。さらに、年齢 3 区分人口の推計をみると、平成 27 年に 816 人いた生産年齢人口は、令和 27 年には 289 人まで減少しています。また、年少人口も同様に約 68 人に減少しています。一方、高齢化率は令和 12 年にピークを迎えた後は、微減・横ばい傾向となっています。

<栄村の将来推計人口>

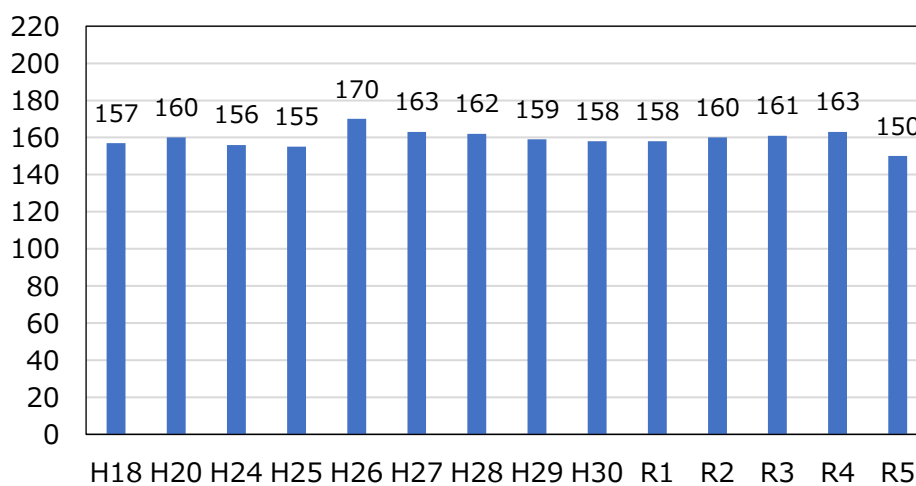


出典：栄村人口ビジョン，R2.3 改訂

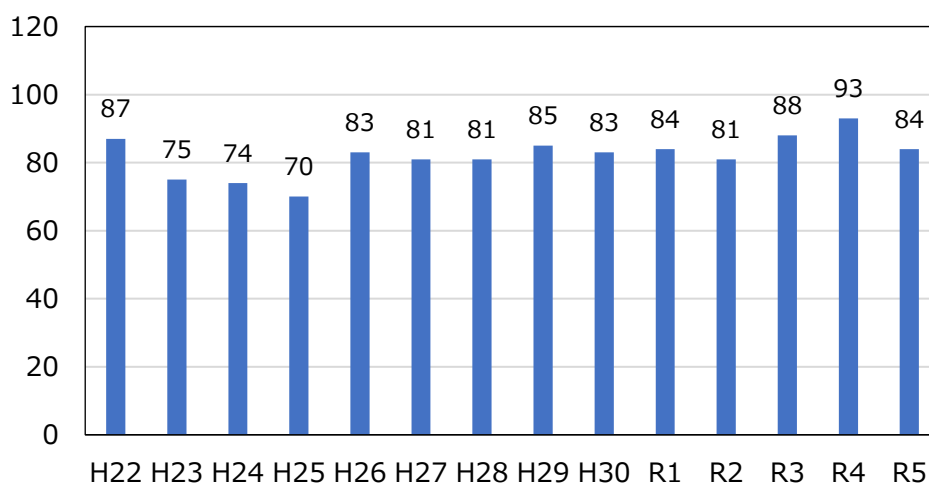
(3) 要援護世帯数

栄村の除雪に関する要援護世帯数は、雪害対策救助員事業及び道踏み支援事業の対象世帯数の合計とします。どちらの対象世帯数も経年による大きな変化は見られません。そこで、おおよその平均値をとって、雪害対策救助員事業（雪下ろし）の対象世帯を 160 世帯、道踏み支援事業（自宅から除雪路線までの道踏み）の対象世帯を 85 世帯とし、両者を合計して、要援護世帯は現在も将来も概ね 245 世帯と推定されます。

雪害対策救助員事業 対象世帯数



道踏み支援事業 対象世帯数



（４）地域内の共助組織

栄村では、自力での除雪作業が困難な世帯に対しては、雪害対策救助員事業及び道踏み支援事業にて対応しているため、除雪活動を行う共助組織等はありません。しかし、道踏み支援員の確保や助け合い意識を醸成する観点から道踏み支援を集落組織に委託し実施する動きがあります。また、必要な場合は、隣近所で個々人が助け合い除雪を行っています。雪害対策救助員及び道踏み支援員は地域住民が担っており、公助と共助を組み合わせた栄村ならではの仕組みとなっています。

（５）除排雪業者

栄村では、住民の雪かき及び雪下ろしを請け負っている事業所が 7 つあります。

除排雪業者においては、民地の雪下ろし等を担う社員が高齢化しており、若い世代の入社も難しいため、将来的に続けていくことは厳しい状況となっています。

（６）民家の屋根雪対策

令和 5 年度に栄村全村民の住宅（母屋・付属屋）を対象に、屋根雪に関する住宅実態調査（現地調査）を行いました。この結果、母屋については全体の 23.4%（150 軒）が雪下ろしが必要な建物（非克雪住宅）となっています。雪下ろしが不要な建物（克雪住宅）は 76.2%（489 軒）であり、そのうち落雪屋根によるものが 98.2%（480 軒）とほとんどを占めています。

付属屋については、全体の 27.7%（101 軒）が雪下ろしが必要な建物となっています。雪下ろしが不要な建物は 71.5%（262 軒）であり、そのうち落雪屋根によるものが 90.5%（237 軒）と多くを占めています。

■屋根雪に関する住宅実態調査

- 時 期：令和 5 年 6 月 トライアル調査（森集落）
令和 5 年 10 月～11 月 本調査
- 対象者：栄村住民基本台帳に登録されている全世帯
- 方 法：現地調査（建物の外観を目視にて調査）
- 内 容：
 - 母屋・付属屋の種類
 - 階数
 - 大屋根の雪処理方法
 - 下屋の有無
 - 下屋の雪処理方法
 - 雪止め、備付はしご、アンカーの有無
 - 建物外観の写真撮影
- 実施軒数：母屋 642 軒、付属屋 365 軒、合計 1,007 軒

＜母屋の調査結果＞

集落	計	雪下ろしが必要な建物	雪下ろしが必要な建物	落雪屋根	耐雪屋根	融雪屋根	雪下ろしが必要な建物の割合
01 横倉	32	6	24	23		2	18.8%
02 森	60	23	37	30	4	4	38.3%
03 青倉	44	8	36	34	1		18.2%
04 白鳥	49	14	35	32	1	2	28.6%
05 平滝	49	12	36	33	1	2	24.5%
06 泉平	19	4	15	15			21.1%
07 箕作	45	14	31	28		3	31.1%
08 月岡	35	8	27	27			22.9%
09 小滝	14	3	11	11		2	21.4%
10 野田沢	26	6	20	19		1	23.1%
11 大久保	19	4	15	15			21.1%
12 天地	5	1	4	4			20.0%
13 塩尻	1	1					100.0%
14 雪坪	11	1	10	8	1	2	9.1%
15 志久見	27	4	23	21		1	14.8%
16 柳在家	12		12	12			0.0%
17 切欠	13		13	13			0.0%
18 長瀬	24	4	20	17	1	2	16.7%
19 原向	18	3	15	15			16.7%
20 笹原	4		4	4			0.0%
21 当部	4	2	2	1		1	50.0%
22 坪野	3		3	3			0.0%
23 天代	6		6	6			0.0%
24 北野	14	4	10	10			28.6%
25 中野	11	3	8	7		1	27.3%
26 極野	18	4	14	14			22.2%
27 五宝木	6	5	1	1			83.3%
28 小赤沢	38	6	32	32			15.8%
29 屋敷	20	7	13	13			35.0%
30 上野原	8	1	7	7			12.5%
31 和山	6	2	4	4			33.3%
32 切明	1		1	1			0.0%
総計	642	150	489	460	9	22	23.4%

※屋根雪処理の方法が不明だった母屋を除く

＜付属屋の調査結果＞

集落	計	雪下ろしが必要な建物	雪下ろしが必要な建物	雪下ろしが必要な建物			雪下ろしが必要な建物の割合
				落雪屋根	耐雪屋根	融雪屋根	
01 横倉	13	5	8	7	1		38.5%
02 森	16	7	8	8			43.8%
03 青倉	21	3	18	16			14.3%
04 白鳥	34	11	23	13	3		32.4%
05 平滝	23	5	17	16			21.7%
06 泉平	11	3	8	8			27.3%
07 箕作	31	7	24	21		1	22.6%
08 月岡	23	5	18	18			21.7%
09 小滝	5		5	4		1	0.0%
10 野田沢	24	7	17	16	1		29.2%
11 大久保	9	2	7	7			22.2%
12 天地	3		3	3			0.0%
13 塩尻	2		2	2			0.0%
14 雪坪	11	5	6	6			45.5%
15 志久見	15	2	13	12			13.3%
16 柳在家	7		7	7			0.0%
17 切欠	10	3	7	7			30.0%
18 長瀬	13	5	8	5	3		38.5%
19 原向	18	4	14	14			22.2%
20 笹原	3		3	3			0.0%
21 当部	2	1	1	1			50.0%
22 坪野	2	1	1	1			50.0%
23 天代	4		4	4			0.0%
24 北野	8	1	7	7			12.5%
25 中野	7	2	5	5			28.6%
26 極野	12	6	6	6			50.0%
27 五宝木	5	2	3	2			40.0%
28 小赤沢	19	9	10	10			47.4%
29 屋敷	11	3	8	7			27.3%
30 上野原	1		1	1			0.0%
31 和山	2	2					100.0%
32 切明							
総計	365	101	262	237	8	2	27.7%

※屋根雪処理の方法が不明だった付属屋を除く

（７）命綱固定アンカー等の設置状況

栄村では、転落事故防止のための命綱固定アンカー等の設置はあまり進んでいません。民家において命綱固定アンカーの設置が確認されたのは 2 軒です。このほか、栄村が管理している「秋山郷保存民家」と「中条温泉トマトの国」に命綱固定アンカーが設置されています。



(8) 民地の除排雪支援に関する事業

栄村では、民地の除排雪支援に関する事業として、「雪害対策救助員事業」、「道踏み支援事業」、「克雪住宅普及促進事業補助金」を実施しています。

①雪害対策救助員事業

住民の高齢化と過疎化により、自力では住宅等の雪下ろしや排雪が困難な世帯が増加し、除雪作業を依頼できる人材も確保しにくくなってきたことから昭和 52 年 12 月に村独自の「雪害対策救助員設置要綱」を制定し、自力での雪下ろしが困難な高齢者世帯等に雪害対策救助員を派遣しています。

(R6 年度)

班名	R6 救助員数 (名)	R6 救助世帯数		
		世帯数	住宅(棟)	物置等(棟)
豊栄班	3	22	21	12
北信班	3	27	27	7
西部班	4	39	34	13
東部班	4	42	40	18
秋山班	3	26	24	12
計	17	156	146	62

※上記の他、公共施設等の除排雪も行う。

②道踏み支援事業

自力で自宅から除雪路線までの道踏みが困難で、他からの支援が望めない世帯に対し、平成 12 年度から村が道踏み支援員等を派遣し、無料で道踏み（人力やスノーロータリーによる玄関先の通路等の除雪作業）を支援しています。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
支援対象世帯数(世帯)	85	83	84	81	88	93	84
道踏み支援員数(名)	46	45	47	47	44	60	58
実施延べ時間(h)	1,329	1,332	417	1,602	1,601	1,088	572

③克雪住宅普及促進事業補助金

豪雪地域に暮らす住民の雪下ろしによる身体的負担の軽減や作業中の事故等を未然に防ぐため、村内の住宅の克雪化（融雪型克雪住宅の新築・増改築・改修、自然落雪型克雪住宅の改修、命綱固定アンカー等の設置）に要する費用の一部を補助しています。

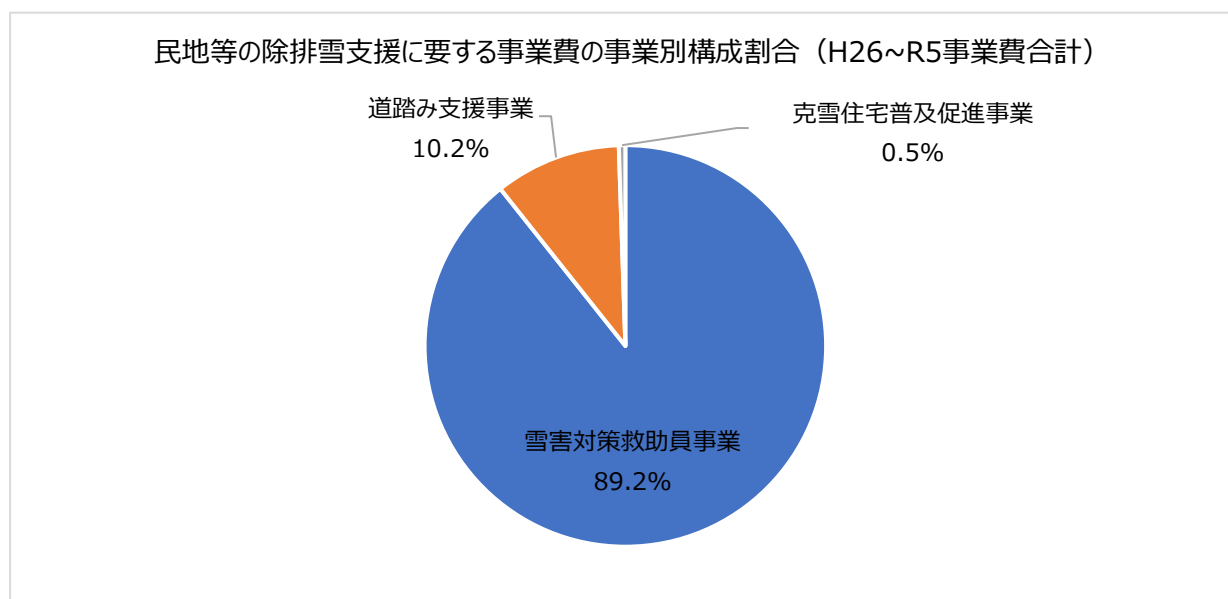
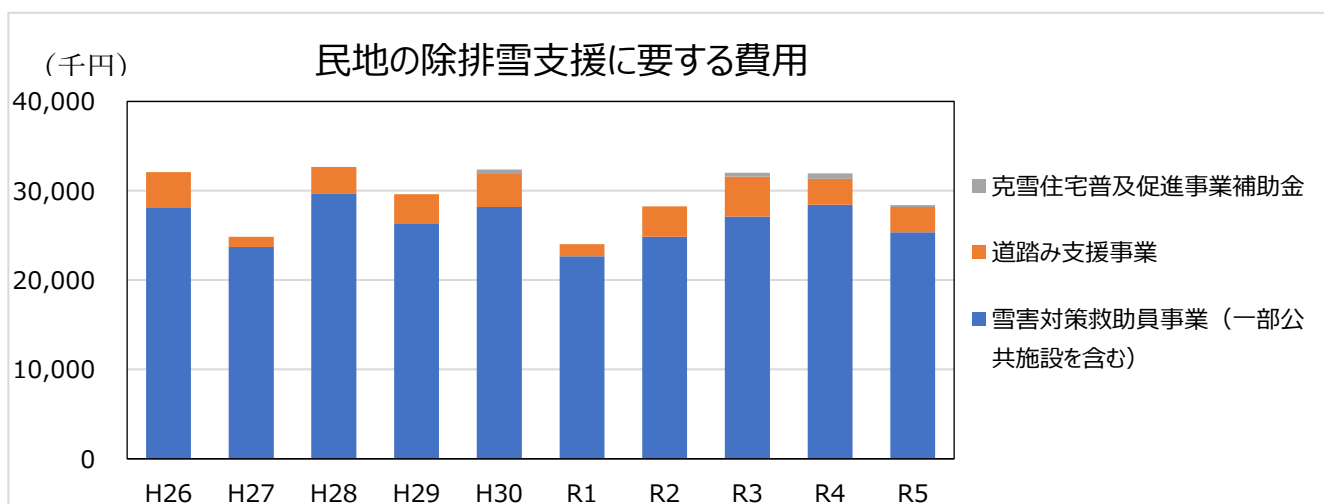
No.	年度	集落	対象事業費(円)	補助金額(円)	うち県費(円)
1	H30	雪坪	1,798,000	359,000	239,000
2	H30	泉平	724,680	144,000	96,000
3	R3	和山	1,439,000	359,000	239,000
4	R3	屋敷	216,150	80,000	40,000
5	R4	小赤沢	3,699,531	600,000	300,000
5	R5	横倉	370,590	80,000	40,000
6	R5	青倉	670,500	134,000	89,000

(9) 民地の除排雪支援に要する事業費

栄村では、民地の除排雪支援に要する事業費として、「雪害対策救助員事業」、「道踏み支援事業」、「克雪住宅普及促進事業補助金」の実績を計上すると、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間の合計で約 2 億 9,624 万円、平均すると概ね年間 3 千万円弱となっています。事業費の割合をみると、「雪害対策救助員事業」が約 9 割を占めています。

(単位：千円)

事業名	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
雪害対策救助員事業 (一部公共施設を含む)	28,151	23,701	29,662	26,285	28,186	22,663	24,837	27,097	28,441	25,344	264,367
道踏み支援事業	3,953	1,150	3,014	3,344	3,675	1,368	3,407	4,477	2,894	2,838	30,120
克雪住宅普及促進事業 補助金	—	—	—	—	503	—	—	439	600	214	1,542
合計	32,104	24,851	32,676	29,629	32,364	24,031	28,244	32,013	31,935	28,396	296,243



3. 地域課題の把握・共有

(1) 検討会議の開催

栄村の現状と課題を把握し、今後の方向性及び対策を検討するため、行政関係課による「栄村地域安全克雪方針検討会議」を開催しました。

<関係課>

栄村民生課、建設課、総務課、秋山支所

<開催概要>

	日 時	主な討議内容
令和4年度 第1回	R4.7.11 13:00～15:00	地域安全克雪方針策定の基本的考え方、方針、業務計画について意見交換を行いました。また、村担当課より関連事業の現状と課題を報告し、今年度の調査の内容や進め方を検討しました。
第2回	R4.11.25 13:10～15:30	地域安全克雪方針策定に係る情報収集、データ分析、ヒアリング結果等の経過報告を行い、地域安全克雪方針で目指すべき地域の将来像と達成目標、地域のルール・取組事項について意見交換を行いました。
第3回	R5.3.10 13:00～14:40	前回の検討会議後に実施した調査の結果を報告するとともに、「栄村地域安全克雪方針（素案）」をもとに、地域の将来像や達成目標、村としての今後の取組など、各項目について討議を行いました。
令和5年度 第1回	R5.11.20 15:00～17:30	令和4年度の成果を再度確認した上で、令和5年度に実施した調査（ヒアリング、座談会、道踏み支援員アンケート、屋根雪に関する住宅実態調査）の結果を報告し、今後の栄村の民地除雪対策について検討を行いました。
第2回	R6.3.120 10:00～12:00	令和5年度の業務成果を報告書にとりまとめ、それを踏まえ改訂した「栄村地域安全克雪方針（案）」の記載内容について協議を行い、地域安全克雪方針を合意しました。



（２）雪害対策救助員班長ヒアリングの開催

雪害対策救助員による業務の実態及び課題を把握するため、雪害対策救助員の５つの班の班長から個別にヒアリングを行いました。いずれの班も安全確保と作業の効率化に留意しながら業務にあたっていますが、現状では屋根雪下ろしにおける転落防止対策として安全帯や命綱等は使用されていないことが確認されました。

○ヒアリング実施日（会場：栄村役場）

R4.10.13 秋山班 東部班 西部班

R4.10.14 北信班

R4.11.25 豊栄班

（３）雪害対策救助員 若手隊員座談会の開催

今後の雪害対策救助員事業の今後のあり方を検討するため、若手（20～30代）の雪害対策救助員による座談会を開催しました。隊員の本音を聞くことができ、事業の見直しを検討する上でも参考になりました。

○座談会開催日時（会場：栄村役場）

R5.7.24 19:00～20:40

(4) 関係者ヒアリングの開催

地域安全克雪方針を策定するにあたり、様々な立場の方々から、民地の除排雪についてヒアリングを行いました。

関係者	主な内容
村会議員 R4.7.11	・ 栄村には雪害対策救助員や道踏み支援員制度があるため、住民は安心している反面、不安や不満を抱いている人もいないか。 ・ 事故が起きたところの地域住民や関係者に直接聞いて欲しい。 ・ 栄村地域安全克雪方針策定をきっかけに、栄村の「元気づくり」につなげたい。
民生委員会 R4.9.1	・ 雪害対策救助員制度は内容の見直しが必要なのではないか。 ・ 利用者の中には、雪害対策救助員がいつ来るのか不安になる方も多い。 ・ 外にいる家族や親族にも関わってもらいたい。 ・ 作業の判断や日程を各班長に任せるのではなく、第 3 者が行う方法もある。指示があったほうがいいのかも。 ・ 利用者と支援者の認識の違いが問題。支援員の担い手もいなくなりかねない。お互いの認識を一つにして進めていかないといけない。
除排雪業者 R4.11.25	・ 雪下ろしを行う軒数は減少している。 ・ 大雪の時は対応がギリギリなので、他からの依頼には応える余裕がない。 ・ 空き家をやる場合が多い。都会に住んでいる人の空き家が多い。 ・ 救助員の除雪が間に合わないときは応援に行くこともある。 ・ 転落防止対策は民間住宅ではしていない。アンカー講習を受け、ロープのかけ方も知っており、ハーネスも持っているが、命綱の段取りに半日かかり、その時間だけで作業が終わってしまう。 ・ 今雪下ろしをやっている主な世代は 60 代で子供のころから屋根に上がっていた。これからの若い世代は屋根に上がったことがなく、そういう人たちが屋根に安全に上がるにはアンカーが必要になってくる。
和山区長 R5.6.21	・ 機械力に頼らざるを得ない。次に機械を運転する人間がいなくなることも想定し、融雪ということを考えていかなくてはならない。 ・ 水をあちこちから集めて井戸に集積している。その水を上手にポンプアップして管理すれば融雪に使えると思う。温泉の排水をうまく利用すればほとんど道踏み支援なしで過ごせると思う。 ・ 今は直接、救助員と救助される方がやり取りやっているが、支所がセンターとなって指示を出したり、声掛けをしたり、仕事の効率を上げるための窓口機能があったほうがいいのか。 ・ シーズンの始まりや終わりにみんなで意見を出しあえる場を作った方がいい。

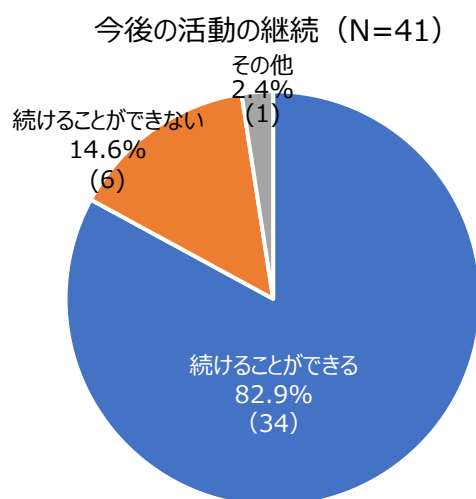
(5) 道踏み支援員アンケート調査の実施

道踏み支援員の活動状況等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

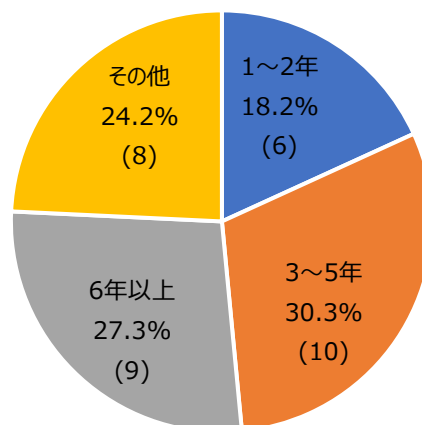
- 実施時期：令和 5 年 8 月
- 調査対象：令和 4 年度道踏み支援事業の道踏み支援員 60 名
- 調査方法：郵送法（役場職員については手渡しで配布・回収）
- 調査項目
 - ・道踏み支援員の活動を今後も続けることができるか
 - ・続けられる場合の年数
 - ・続けることができない場合の理由
 - ・事故にあったこと、けがをしたこと、ヒヤリとしたこと、危険を感じたこと
 - ・気をつけていること、工夫していること
 - ・自由意見
- 回答状況：41 名（回答率 68.3%）

<主な傾向（抜粋）>

- ・道踏み支援員の活動を今後も続けることができる人は 8 割以上（82.9%）となっていますが、続ける人ができない人も 14.6%います。
- ・続けることができない理由としては、高齢のため、体調不良、体力の限界、腰痛、転出するため、など。
- ・今後も続けることができる人について、活動できる年数をきいたところ、1～2 年が 18.2%、3～5 年が 30.3%、6 年以上が 27.3%となり、約半数近くが 5 年以下となっています。



活動できる年数（N=33 無回答除く）



- ・経験した事故については、屋根からの落雪、除雪機による作業中の転倒、坂道での除雪機のスリップ、水路・タネへの除雪機の転落など。
- ・気をつけていることや工夫していることについては、できるだけ声を掛ける、自分の健康管理、作業前の状況確認、除雪機の投雪方向、対象世帯と連絡を密にとる、除雪機のオーガのネジ交換の時はエンジンを停止、屋根からの落雪、側溝の位置など。
- ・自由意見として、「利用者に趣旨を理解してもらうように」、「対象世帯に道踏みの時間や必要ないときに連絡を入れるよう指導してほしい」、「地区の支援員が誰かわからない」、「基本となる料金を精査するように」、「根本的に見直しが必要」など。

4. 現状と将来見込みに基づく課題の整理

栄村を取り巻く状況、ヒアリング調査、座談会、アンケート調査、検討会議等の結果を踏まえ、現状と将来見込みに基づく民地の除排雪に関する課題を整理すると、以下のとおりです。

①除雪作業中の事故の防止

栄村では、平成 24 年度から令和 5 年度までの 12 年間で合計 23 人の除雪作業中の死傷者が発生しており、特に大雪の年には死傷者が 5 人程度となっています。村の人口規模が小さいため、死傷者数でみると多くはありませんが、人口当たりで他の市町村と比較すると、死傷者数の割合は極めて高くなっており、早急の対策が求められます。

これを原因別にみると、転落によるものが 6 割を占めており、特に除雪作業中の屋根からの転落が最も多く、転落防止対策を優先的に進める必要があります。

現在、民家における命綱固定アンカー等の設置はほとんど進んでおりません。克雪住宅普及促進事業補助金のメニューの中に、「雪下ろし型克雪住宅【改修のみ】」を設け、雪下ろし作業の安全対策の向上が図られる命綱固定アンカーの設置その他これに類する措置を講じた住宅も対象にしていますが、まだ村民からの利用実績はありません。これは雪下ろし作業時に命綱を使用するという習慣がこれまでなかったためと考えられ、今後の周知・普及啓発等が課題となります。

②除雪の担い手の維持・確保 – 雪害対策救助員と道踏み支援員の制度を維持 –

栄村は、急速に高齢化が進み、老年人口が村の総人口半分以上を占める状態です。村の人口総数そのものが減少しているため、年少人口および生産年齢人口の人数も非常に少なくなっています。この傾向は今後も続くため、除雪の担い手不足は年々深刻化するものと考えられます。

一方、高齢化率は緩やかに増加する傾向にありますが、高齢者数は減少していきます。そのため要援護世帯数については、これまでも経年による大きな変化は見られず、今後も同程度で推移するかもしくは減少していくことが推定されます。

また、栄村では、自力での除雪作業が困難な世帯に対しては、以前から村独自の取組として雪害対策救助員事業及び道踏み支援事業にて対応しております。雪害対策救助員及び道踏み支援員は地域住民が担っており、公助と共助を組み合わせた栄村ならではの仕組みとなっています。まさに、住民の冬期生活を支える基盤といえます。しかし、現在の人口動向を踏まえると、雪害対策救助員及び道踏み支援員の担い手の不足が予想され、人員の維持・確保に向けた対策が求められます。

除排雪事業者においても、作業員の高齢化がすすみ、村民からの依頼に対応することが困難になりつつあります。要援護世帯でない村民からの除排雪のニーズに対しても、今後どのように対応していくのが課題となっています。

なお、雪害対策救助員による雪下ろし作業において、現在は命綱や安全帯などを用いた転落防止対策がほとんど行われていないことから、今後は対象世帯における命綱固定アンカー等の設置とあわせて、雪下ろし作業における安全対策の徹底が不可欠となります。

5. 地域の将来像と課題解決に向けた取組

(1) 地域の将来像

栄村は、全国屈指の豪雪地帯として、昭和 62 年に克雪宣言を行い、平成元年策定の総合雪対策基本計画に基づき、「雪に強く明るく住みよい活力のあるむらづくり」をスローガンに雪害を克服するための取組を進めてきました。

第 6 次栄村総合振興計画（平成 29 年度～令和 8 年度）では、基本目標の一つとして「健やかに暮らせる村づくり」を掲げ、そのための施策である克雪対策について、以下のように方針を定めています。

- 高齢者や障がい者、疾病などのある方も安心して冬期間の生活ができるように、雪害対策救助員と道踏み支援員の確保を図り支援体制を継続します。
- 屋根の雪下ろしを行う雪害救助員の作業効率と安全の確保を両立します。
- 村民と行政が協力して「自助、共助、公助」により、雪害の軽減を図っていきます。
- 国・県の補助金を活用して克雪対策の充実を図ります。

栄村地域安全克雪方針においても、これまでの流れと上記方針を踏襲し、目指すべき姿とその実現のために達成すべき目標を以下のとおりとします。

将来像：村独自の制度に支えられた雪に強く活力のある地域

雪害対策救助員と道踏み支援員の制度を維持しながら、さらなる除雪作業の安全確保に一步踏み出していきます。

(2) 地域のルール

雪害対策救助員に対しては、安全対策として以下のルールを徹底します。

1. 始業時の確認

- 8:30 朝礼開始
- アルコールチェック
- ミーティングの実施（安全確認、作業内容、工程の確認）
- 健康状態の確認

2. 退勤前の確認

- 16:30 を目途に詰所へ移動
- 一日のふりかえり
- 日報への記入（班長）
- 翌日の作業計画の確認
- 対象世帯への連絡

3. 作業を行う際の注意

- 開始前：家人または管理人へ声をかけてから
- 終了時：雪の状態や家屋の損傷がないか確認を

4. 安全に作業を行うために！

- ①作業前、班長は現場を一巡して状況確認を行い、安全に作業できるよう指示する
- ②作業は必ず2人以上で行うこと
- ③除雪機での作業や雪下ろしを行うときは周囲の安全を確認してから行うこと
 - ※必要に応じて誘導員の配置を（路面に面している家屋は必ず誘導員を配置）
 - ※住民等が作業中の機械等危険個所に近づかないよう十分に注意を
 - ※機械を離れるときは必ずエンジンを停止すること
 - ※重量車両の搬入出時は誘導者を配置し、住民に危険が及ばないように配慮すること
- ④雪下ろし中は屋根の下での作業を行わないこと
 - ※作業時は必ずヘルメットを着用し、屋根に上がるときには安全帯の使用を

【厳守】

- 屋根に上がるときは必ず安全帯を着用
- 6.75m以上の屋根での作業はフルハーネスを着用
- アンカーがない場合は雪止めアングル等に固定する
 - ※平成31年2月に労働安全衛生法が改正され、2m以上の高所で作業する場合のハーネス着用が義務化されました。
- ⑤機械や道具の安全点検を実施し、故障または整備不良の機械・道具は使用しないこと
- ⑥適宜休憩をとること

(3) 課題解決に向けた取組

① 除雪作業中の事故の防止

対策の視点	取組（検討を含む）
雪下ろし作業を不要とする	○住宅の克雪化、克雪住宅の普及促進 「克雪住宅普及促進事業補助金」 融雪型克雪住宅（新築・増改築・改修） 自然落雪型克雪住宅（改修）
雪下ろし作業中の転落事故を防ぐ	○命綱固定アンカー等の設置・普及促進 「克雪住宅普及促進事業補助金」 雪下ろし型克雪住宅（改修） ・パンフレット、ガイドブック、広報等による周知
	○安全装備の準備・配備の支援 ・安全装備の貸出 ・安全装備の購入費支援
	○安全な雪下ろし方法・技術の周知・普及 ・雪下ろし安全講習会
除雪機の事故を防ぐ	○安全な操作方法の周知・普及 ・歩行型除雪機の安全講習会
冬の事故（全般）を防ぐ	○広報・注意喚起（各種媒体・メディア・関係団体）

【達成目標】

■ 除雪作業中の死傷者数

現在（R5）	平成24年度～令和5年度の12年間で死傷者数23人（うち死亡3人） 大雪の年には死傷者5人程度発生
5年後（R10）	雪下ろし作業中の死傷者をゼロに（特に死者をゼロに）
10年後（R15）	毎年、除雪作業中の死傷者をゼロに

■ 命綱固定アンカー等設置住宅棟数

現在（R5）	民家で2軒 克雪住宅普及促進事業補助金 雪下ろし型克雪住宅の利用実績なし
5年後（R10）	民家で5軒以上（要援護世帯を優先的に）
10年後（R15）	民家で10軒以上（要援護世帯を優先的に）

■ 歩行型除雪機の安全講習会

現在（R5）	令和4年度に初実施（2日間）
5年後（R10）	安全講習会を継続（参加者を拡大）
10年後（R15）	安全講習会を継続（参加者を拡大）

②除雪の担い手の維持・確保 – 雪害対策救助員と道踏み支援員の制度を維持 –

対策の視点	取組（検討を含む）
雪害対策救助員の維持・確保 （雪害対策救助員事業の継続）	○作業・業務の効率化 ・新しい小型除雪機械の導入 ・デジタル化、IT ツールの活用 ・雪下ろしが不要な住宅の検討
	○担い手の確保 ・ヒアリング、座談会等の開催（ニーズや課題の把握・検討）
	○安全対策の徹底 ・安全装備の支給・貸与（ロープ、安全帯など） ・安全講習会の開催（雪下ろし実技、除雪機の使用法など） ・対象世帯における命綱固定アンカー等の設置
道踏み支援員の維持・確保 （道踏み支援員事業の継続）	○担い手の確保 ・ヒアリング、座談会等の開催（ニーズや課題の把握・検討） ・定期的なアンケート調査 ・移住者等の新たな担い手についての可能性の検討 ・地域組織による道踏み体制の構築 ・融雪システムの活用検討
	○安全対策の徹底 ・安全講習会の開催（除雪のやり方、除雪機の使用法など）
その他	○栄村全世帯建物データベースを活用した事業計画等の検討

【達成目標】

■ 雪害対策救助員

現在（R6）	R5 は 5 班 19 人体制、R6 は 5 班 17 名体制
5 年後（R11）	今後も必要な人員を確保
10 年後（R16）	今後も必要な人員を確保

■ 雪害対策救助員の除雪作業中の死傷者数

現在（R5）	死傷者なし
5 年後（R10）	今後も死傷者なしを維持
10 年後（R15）	今後も死傷者なしを維持

■ 道踏み支援員

現在	R4 は 60 人体制、R5 は 58 人体制
5 年後（R9）	集落と協力をしながら必要な人員を確保
10 年後（R14）	集落と協力をしながら必要な人員を確保

■ 道踏み支援員の除雪作業中の死傷者数

現在（R5）	死傷者なし
5 年後（R10）	今後も死傷者なしを維持
10 年後（R15）	今後も死傷者なしを維持

